



環 評 審 第 28 号
平成 30 年 10 月 18 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 30 年 8 月 8 日付け沖縄県諮問環第 5 号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 沖縄県環境影響評価審査会の現地調査（平成 30 年 8 月 30 日実施）で確認した内容について

(1) H27 南部東道路改良工事（4 工区・1）及び H27 南部東道路改良工事（4 工区・2）により、新たに出現した林縁部については、マント群落の生育が十分ではなかった。林縁部は私有地であるが、事業者と土地所有者と協議を行わせ、可能な限り林縁部にススキ等を植栽しマント群落の復旧に努めさせること。

(2) H27 南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム 2 号橋 A2、大城ダム 3 号橋 A1）は工事用道路の表面が砕石敷設されておらず、道路上を流れる濁水がそのまま道路脇の排水路へ流入する状況が確認された。については、事業者により工事用道路の表面を砕石敷設するなど、赤土等流出防止対策を徹底させること。

2 赤土等による水の濁りについて

St.13 の予測値を超える濁度について、原因は工事施工箇所からの流入箇所よりも上流にある畑地からの流出水としており、その理由としては上流側の調査地点 St13' が St13 と同じ値を示したためとしているが、上流の畑地の状況を確認しておらず、高濃度の赤土等の発生源が明らかとなっていない。今後、予測値を超える濁度が確認された場合は可能な限り発生源を確認させること。

3 陸域植物について

(1) 特定外来生物ツルヒヨドリについて

「2 箇所の林縁部の法面において、特定外来生物であるツルヒヨドリの侵入を確認したため、駆除を行いました」としているが、ツルヒヨドリは生育が旺盛で在来種を駆逐するおそれがあることや、道路構造物の存在によりツルヒヨドリが拡散しやすくなるおそれがあることから、月一回程度の調査だけでなく、常時現地で作業を行っている工事業者にも、改変範囲や林縁部において、ツルヒヨドリを確認した際には、駆除へ協力するよう努めさせること。また、駆除するに当たっては、根茎を残すと容易に再生してしまうため、可能な限り丁寧な抜き取り作業を行わせ、時期は、花をつける前の 11 月までに集中的に行うことが望ましいが、やむを得ず種がついている時期に駆除を行う場合は、飛び散らないよう種を先に取るなどさせること。

なお、ツルヒヨドリの根や種子を含む土砂を他の場所に移さないよう注意させること。

(2) 移植個体の管理方法について

ハマツメクサは移植個体として一時管理されているが、その管理において、コンクリート上に直にプランターを設置し、自然淘汰を理由としているが、100個体が減少しており適切な管理が行われていないと考えられる。については、今後、移植個体を一時管理する場合は、適切に管理を行わせること。

4 陸域動物について

(1) 移動を実施した動物のモニタリング

移動先①では「対象種4種共に減少傾向は見られず、継続して安定した個体数が確認されたことから、一定程度環境保全措置の効果が確認出来たと考えられた」としているが、オキノエラブヤマトガイについては移動数に比べ確認数が減少しており、環境保全措置の効果が確認されていない。については、事後調査を継続させ、環境保全措置の効果を確認させること。また、今後オキノエラブヤマトガイを移動させる際には、適切な移動場所及び移動方法について再度検討し知見を蓄積させ、必要に応じて専門家等の意見を聴取させること。

(2) 重要な鳥類の繁殖活動等

「事後調査の結果、工事箇所及びその周辺で、重要な鳥類の繁殖活動も異常行動も確認されなかったことから、工事による重要な鳥類への影響は生じなかった」としているが、評価書時の事業実施範囲周辺の現況調査において、リュウキュウサンコウチョウ3つがいの繁殖が確認されている。事後調査結果において、繁殖活動が確認されなかったため、工事による重要な鳥類への影響が生じた可能性がある。については、リュウキュウサンコウチョウの繁殖が確認されていないことについて、工事による影響を考察させること。また、今後、繁殖が確認された場合は、繁殖時期には騒音の発生する工事を休止するなど、適切な環境保全措置を実施させること。

5 確実な環境保全措置の実施について

今回の事後調査報告書において、改変範囲では工事前の再踏査が必要であるにもかかわらず、事前の調査を行わず現場事務所等を設置していることや、進入防止柵の設置後に、工事の実施に伴い一時的に進入防止柵を撤去していること、現地調査の際に進入防止柵の下にすき間が確認されたことなど、適切な環境保全措置が講じられていない状況が散見されている。よって、工事業者が環境保全措置の意味を十分理解せず工事に着手していると考えられる。については、今後このようなことの無いよう、事業者には工事業者に対し工事着手前に指導を行わせ、確実な環境保全措置の実施をさせること。

6 事後調査報告書の早期提出について

今回は、平成 28 年度に実施した事後調査報告書を平成 30 年度に提出しているため、当該報告書に対する環境保全措置要求は、平成 29 年度の事業へ反映されずに、事業を実施していることとなる。ついては、今後、事後調査報告書に対する環境保全措置要求を、次年度の事業へ反映させられるよう、事後調査報告書は早期に提出させること。